

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、国の財政状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概 況

平成30年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
歳入	合計	486,874,566	490,130,991
	一般会計	105,697,418	103,644,049
	特別会計	381,177,148	386,486,941

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
歳出	合計	467,910,709	472,265,815
	一般会計	98,974,696	98,115,604
	特別会計	368,936,012	374,150,210

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一 般 会 計

歳入及び歳出

30年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	30年度(百万円)	29年度(百万円)
収納済歳入額	105,697,418	103,644,049
租税及印紙収入	60,356,384 (57.1%)	58,787,489 (56.7%)
公債金	34,395,399 (32.5%)	33,554,599 (32.4%)
公債金	8,097,199	7,281,799
特例公債金	26,298,199	26,272,799
その他	10,945,633 (10.4%)	11,301,961 (10.9%)

区 分	30年度(百万円)	29年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	98,974,696	98,115,604
社会保障関係費	32,569,137 (32.9%)	32,521,059 (33.1%)
文教及び科学振興費	5,748,234 (5.8%)	5,703,092 (5.8%)
国債費	22,528,601 (22.8%)	22,520,820 (23.0%)
地方交付税交付金	15,871,381 (16.0%)	15,434,303 (15.7%)
防衛関係費	5,474,990 (5.5%)	5,274,292 (5.4%)
公共事業関係費	6,913,460 (7.0%)	6,911,607 (7.0%)
その他	9,868,890 (10.0%)	9,750,429 (9.9%)

(注2) 平成30年度における支出済歳出額に対する公債金34兆3953億余円の割合は34.8%である。

3 特別会計

30年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づき設置されている特別会計は13(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は33となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、年度末における積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	30年度(百万円)	29年度(百万円)
特別会計(勘定)数	13会計(33勘定)	13会計(33勘定)
ら一般の繰入額か		
一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	10会計(24勘定)	10会計(24勘定)
一般会計からの繰入合計額(注3)	54,318,215	52,749,679
決算剰余金		
決算剰余金合計額(注4)	12,241,135	12,336,730
積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	3,261,451	3,885,412
翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	7,188,040	6,693,632
一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	1,791,643	1,757,686
積立年度末等における資金		
資金を計上している特別会計(勘定)数	9会計(17勘定)	9会計(17勘定)
資金を計上している資金数	19資金	19資金
資金残額		
外国為替資金	145,585,142	144,023,971
財政融資資金	124,885,439	127,565,606
上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	142,047,241	140,543,668
損益		
法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	7会計(20勘定)	7会計(20勘定)
翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)	5会計(11勘定)	5会計(11勘定)
翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	2会計(4勘定)	2会計(4勘定)

(注3) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

	30年度(百万円)	29年度(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	16,076,609 (30.6%)	15,621,975 (29.7%)
国債整理基金特別会計	22,527,758 (12.1%)	22,520,016 (11.8%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,823,412 (46.4%)	1,939,211 (46.5%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	9,798,768 (20.4%)	9,481,945 (19.7%)
年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)	2,081,887 (75.9%)	1,206,045 (69.0%)

(注4) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

30年度(百万円)		29年度(百万円)	
国債整理基金特別会計	3,076,435 (1.7%)	国債整理基金特別会計	3,093,150 (1.6%)
外国為替資金特別会計	3,015,882 (97.3%)	外国為替資金特別会計	2,737,185 (97.5%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	1,234,366 (4.9%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	1,588,109 (3.3%)

(注5) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,489,209	地震再保険特別会計積立金	1,315,525
国債整理基金	3,005,889	国債整理基金	3,007,369
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)積立金	1,099,223	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,893,829
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,911,666	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,743,602
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,144,504	雇用安定資金	1,199,837
雇用安定資金	1,330,468	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,209,679
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,101,160	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,293,580
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,313,206	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	110,332,050
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	111,929,511		

(注6) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,257,493	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,123,562
労働保険特別会計(労災勘定)	8,188,305	労働保険特別会計(労災勘定)	8,202,944
労働保険特別会計(雇用勘定)	5,472,736	労働保険特別会計(雇用勘定)	6,097,556
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,336,779	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,087,789
年金特別会計(国民年金勘定)	8,136,735	年金特別会計(国民年金勘定)	8,035,871
年金特別会計(厚生年金勘定)	115,833,162	年金特別会計(厚生年金勘定)	115,302,391

(注7) 翌年度繰越損失金が生じているものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,317,419	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,268,815
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 7,647	食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 9,571
食料安定供給特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 25,786	食料安定供給特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 25,385
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 120	食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 238

4 一般会計及び特別会計の債務

平成30年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額		1,162,217,085	1,148,132,953
うち公債(注8)		976,861,731	959,202,605
うち借入金		53,201,845	53,849,808
一般会計(注9)		10,598,069	11,199,800
特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	6会計(7勘定)	7会計(8勘定)
	借入金(注10)	42,603,776	42,650,007
利子支払額の合計額		8,714,814	8,894,128
うち公債利子等		8,690,051	8,863,450
うち借入金利子		24,763	30,677
一般会計		16,644	19,648
特別会計		8,118	11,029

(注8) 公債の主なものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	573,654,271	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	553,081,518
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	270,185,331	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	269,158,398
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	92,245,641	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	94,525,905
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	16,755,323	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,218,701
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,376,273	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,481,324
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	3,846,799	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,111,291
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,357,742	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,172,562
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,867,944	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,955,466

(注9) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	10,509,866	交付税及び譲与税配付金借入金	11,093,748
旧国立高度専門医療センター借入金	38,184	旧国立高度専門医療センター借入金	45,916
旧国営土地改良事業借入金	8,595	旧国営土地改良事業借入金	18,714

(注10) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、平成30年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆1002億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については1兆0405億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	31,617,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	32,017,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	7,382,223	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	6,932,256
年金特別会計(健康勘定)	1,458,290	年金特別会計(健康勘定)	1,464,007
国有林野事業債務管理特別会計	1,205,971	国有林野事業債務管理特別会計	1,222,610

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成30年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	83 法人	83 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	29 法人	29 法人
	計(注2)	205 法人	205 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	994,696,321	963,416,999
	うち独立行政法人(注4)	313,832,491	310,295,893
	うち国立大学法人等	10,222,188	10,265,058
	負債の部	865,450,831	837,605,672
	うち独立行政法人	239,249,833	238,187,586
	うち国立大学法人等	3,125,338	3,131,389
	純資産の部	129,245,489	125,811,327
	うち独立行政法人	74,582,657	72,108,306
	うち国立大学法人等	7,096,849	7,133,668
	うち政府出資金	46,628,175	46,320,331
	うち独立行政法人	15,392,723	15,474,603
	うち国立大学法人等	6,141,427	6,141,611
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	164 法人	167 法人
	うち独立行政法人	59 法人	61 法人
	うち国立大学法人等	80 法人	79 法人
	当期損失金を計上している法人	42 法人	39 法人
	うち独立行政法人	24 法人	22 法人
	うち国立大学法人等	10 法人	11 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人	20 法人	22 法人
	翌年度繰越損失金の額の合計	1,331,437	1,342,920
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	49,934	46,401
	補助金	236	250
	交付金	—	—
	政府出資額	237,973	245,347
	計	288,143	291,999
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	75,414	59,998
	運営費交付金	1,526,537	1,498,688
	その他の補助金等	1,132,245	963,924
	政府出資額	71,469	111,003
	計	2,805,666	2,633,615
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	55,177	71,491
	運営費交付金	1,098,542	1,092,697
	その他の補助金等	66,969	74,980
	政府出資額	—	—
	計	1,220,688	1,239,169
	その他の法人に対するもの		
	補給金	1,422	1,703
	補助金	1,678,400	1,699,088
	交付金	10,645,800	10,392,717
	政府出資額	155,960	703,627
計	12,481,584	12,797,136	
合計	16,796,083	16,961,919	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	21,088,177	資産の部	21,603,200
負債の部	15,473,937	負債の部	16,236,330
純資産の部	5,614,239	純資産の部	5,366,869
うち政府出資金	6,365,782	うち政府出資金	6,194,405

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	17,641,214	資産の部	17,998,424
負債の部	14,962,176	負債の部	15,465,477
純資産の部	2,679,037	純資産の部	2,532,947
うち政府出資金	1,635,300	うち政府出資金	1,615,200
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	12,630,929	資産の部	12,278,942
負債の部	2,887,599	負債の部	2,665,229
純資産の部	9,743,329	純資産の部	9,613,712
うち政府出資金	8,083,417	うち政府出資金	8,037,407
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	14,135,036	資産の部	13,986,468
負債の部	12,785,292	負債の部	12,611,910
純資産の部	1,349,743	純資産の部	1,374,557
うち政府出資金	1,068,765	うち政府出資金	1,102,093
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	12,679,254	資産の部	12,910,327
負債の部	11,518,180	負債の部	11,799,508
純資産の部	1,161,073	純資産の部	1,110,818
うち政府出資金	1,073,768	うち政府出資金	1,072,768
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	43,210,295	資産の部	40,900,878
負債の部	30,309,708	負債の部	28,652,201
純資産の部	12,900,586	純資産の部	12,248,677
うち政府出資金	4,109,004	うち政府出資金	4,101,908
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,424,532	資産の部	1,420,820
負債の部	299,677	負債の部	288,481
純資産の部	1,124,854	純資産の部	1,132,338
うち政府出資金	1,045,214	うち政府出資金	1,045,214
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	8,079,602	資産の部	8,127,442
負債の部	139,159	負債の部	177,320
純資産の部	7,940,442	純資産の部	7,950,122
うち政府出資金	4,550,414	うち政府出資金	4,550,414
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	16,827,388	資産の部	16,740,690
負債の部	13,584,295	負債の部	13,681,008
純資産の部	3,243,093	純資産の部	3,059,681
うち政府出資金	1,773,239	うち政府出資金	1,644,239

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	8,656	破綻先債権	10,757
延滞債権	582,394	延滞債権	579,438
3か月以上延滞債権	558	3か月以上延滞債権	483
貸出条件緩和債権	492,356	貸出条件緩和債権	515,321
合計	1,083,966	合計	1,106,001
貸付金等残高	17,085,756	貸付金等残高	17,605,658
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	191,105	延滞債権	188,842
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	188,036	貸出条件緩和債権	225,846
合計	379,142	合計	414,688
貸付金等残高	13,576,561	貸付金等残高	13,513,680
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	609,302	貸出条件緩和債権	654,814
合計	696,365	合計	741,877
貸付金等残高	12,387,356	貸付金等残高	12,092,066
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	8,287	破綻先債権	8,888
延滞債権	65,239	延滞債権	41,744
3か月以上延滞債権	3,687	3か月以上延滞債権	4,538
貸出条件緩和債権	57,821	貸出条件緩和債権	59,346
合計	135,035	合計	114,518
貸付金等残高	3,927,761	貸付金等残高	4,095,478
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	24,990	破綻先債権	23,358
延滞債権	195,457	延滞債権	192,148
3か月以上延滞債権	60,624	3か月以上延滞債権	55,426
貸出条件緩和債権	299,283	貸出条件緩和債権	323,019
合計	580,356	合計	593,953
貸付金等残高	9,506,739	貸付金等残高	9,374,268
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	64,939	破綻先債権	68,143
延滞債権	230,547	延滞債権	251,817
3か月以上延滞債権	71,147	3か月以上延滞債権	74,985
貸出条件緩和債権	453,920	貸出条件緩和債権	524,834
合計	820,555	合計	919,780
貸付金等残高	23,493,039	貸付金等残高	23,325,854

第3 財政投融資

1 財政投融資の概要

国の財政投融資の主なものは、財政投融資計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融資の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融資の原資

財政投融資の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融資特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融資特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融資計画の実績

平成30年度における財政投融資計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)	
原 資 別	財政融資資金(注1)	実 績	9,451,247	10,590,537
		年度末残高	99,303,707	102,140,430
	財政投融資特別会計(投資勘定)	実 績	206,605	228,049
		年度末残高	5,497,069	5,402,556
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	2,567,885	3,434,549
		年度末残高	31,694,349	33,499,516
	郵便貯金資産	実 績	—	—
		年度末残高	640,676	829,243
	簡易生命保険資産	実 績	—	—
		年度末残高	5,374,899	6,238,564
	計	実 績	12,225,738	14,253,135
		年度末残高	142,510,702	148,110,311
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—	—
		年度末残高	46,780	64,630
	特別会計	実 績	10,303	10,075
		年度末残高	749,190	857,858
	政府関係機関	実 績	4,088,673	4,938,683
		年度末残高	24,154,472	24,749,765
	事業団等	実 績	858,617	1,063,670
		年度末残高	10,233,304	10,182,778

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
貸 付 け 等 先 別	独立行政法人	実 績	4,135,209
		年度末残高	48,804,055
	地方公共団体	実 績	2,844,434
		年度末残高	51,445,134
	その他	実 績	288,500
		年度末残高	7,077,766
計(注4)	実 績	12,225,738	
	年度末残高	142,510,702	

(注1) 財政融資資金の平成30年度末の財源のうち、財投債は92兆2456億余円、預託金は31兆3534億余円である。

(注2) 政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	14,248,351	株式会社日本政策金融公庫	14,848,574
株式会社国際協力銀行	7,080,463	株式会社国際協力銀行	7,289,245
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,259,273	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,070,798
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	8,993,493	株式会社日本政策投資銀行	8,949,968
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,138,329	独立行政法人福祉医療機構	3,192,881
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,266,708	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,304,450
独立行政法人日本学生支援機構	6,298,120	独立行政法人日本学生支援機構	6,149,310
独立行政法人都市再生機構	9,790,228	独立行政法人都市再生機構	10,046,602
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,751,401	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,508,722
独立行政法人住宅金融支援機構	4,316,184	独立行政法人住宅金融支援機構	5,717,870
地方公共団体	51,445,134	地方公共団体	54,065,411
その他		その他	
地方公共団体金融機構	6,741,786	地方公共団体金融機構	7,516,352

第4 国の財政状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算でみた国の財政状況について、その現状を述べると次のとおりである。

1 国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、平成30年度末において、建設国債^(注1)、特例国債^(注2)、復興債^(注3)等のように利払・償還財源が主として税込等^(注3)の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は874.0兆円に達している。そして、30年度一般会計歳出決算総額における国債の依存度は34.7%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は22.7%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 - 」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支^(注4)」(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高^(注5)の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月閣議決定)において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間^(注6)における改革努力のメルクマール」として、平成30年度の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月閣議決定)において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を平成29年度からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」としている。そして、2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化と、債務残高対GDP比の安定的な引下げを同時に目指すという財政健全化のための目標等は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月閣議決定)においても踏襲されている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において実績値等を示している。

(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注4) 基礎的財政収支 内閣府が推計している国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇員報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。プライマリー・バランス(PB)とも称される。

(注5) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。「中長期の経済財政に関する試算」(令和元年7月31日公表)では「公債等残高」である。

(注6) 集中改革期間 平成28年度から30年度までの3か年度

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、政府は財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきているが、国の財政状況は、これらの取組の結果としての決算によって表される。本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査しており、平成28年度以降の検査報告の第6章第1節第4「国の財政状況」において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、28、29両年度の各年度の国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

本院は、31年次の検査においては、正確性、有効性等の観点から、30年次に引き続き、国の財政はどのような状況にあるのかについて、前記財政健全化のための目標、目安及び中間指標において用いられている、国・地方PB、国・地方PB対GDP比、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、30年度の国の一般会計及び特別会計の決算額等を対象として、一般会計の歳入決算明細書及び歳出決算報告書並びに特別会計歳入歳出決定計算書の決算額の内訳のほか、国の債務に関する計算書等の債務の額を分類及び集計するなどして分析するとともに、内閣府本府、財務本省及び厚生労働本省において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 国の財政状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

ア 国・地方PBと一般会計PB

国・地方PBは、内閣府試算により公表されており、国民経済計算^(注7)の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)は、^(注8)税収等と政策的経費^(注9)から直接算出されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

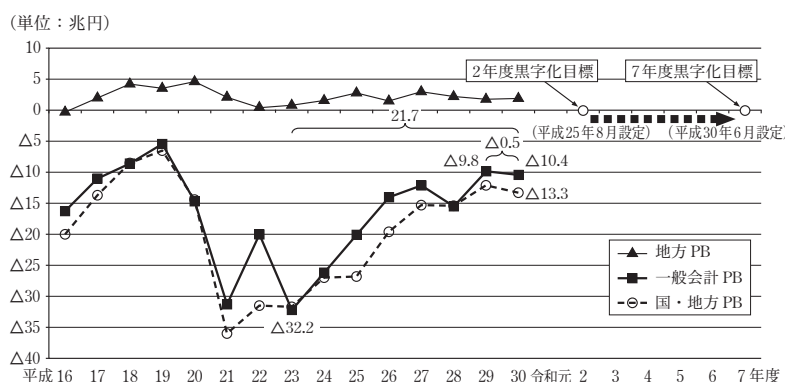
国・地方PBは国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PBはそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違があるが、国・地方PB、一般会計PB及び地方普通会計の基礎的財政収支(以下「地方PB」という。)について、16年度から30年度までの推移をみると、図1のとおり、国・地方PBと一般会計PBは30年度までおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。そして、一般会計PBは、24年度以降は改善する傾向にあり、30年度のマイナス10.4兆円は23年度のマイナス32.2兆円と比べて21.7兆円改善しているものの、前年度から0.5兆円悪化していて、国・地方PBは、30年度にはマイナス13.3兆円となっている。

(注7) 国民経済計算 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計

(注8) 税収等 一般会計の歳入決算総額から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額

(注9) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債費と「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



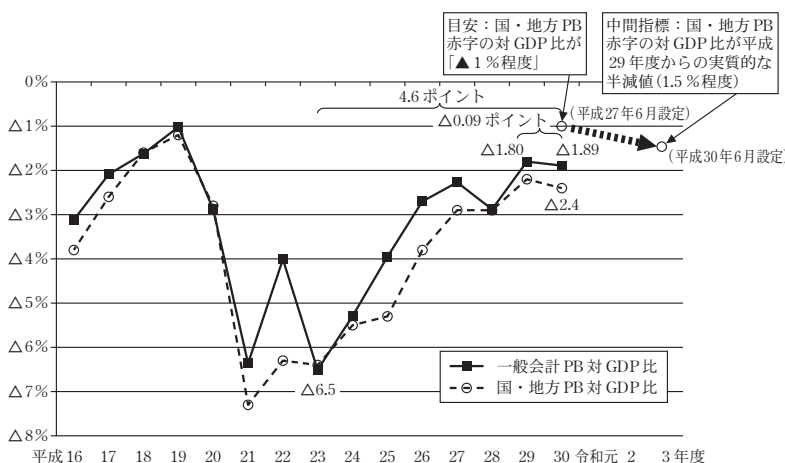
注(1) 一般会計PBは本院が算出し、国・地方PB及び地方PBは、令和元年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 「2年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 - 」(平成25年8月閣議了解)において掲げられた国・地方PBを2020年度(令和2年度)までに黒字化する財政健全化のための目標である。

注(3) 「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す財政健全化のための目標である。

また、国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、16年度から30年度までの推移をみると、図2のとおり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、国・地方PBと一般会計PBと同様に、30年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計PB対GDP比は、24年度以降は改善する傾向にあり、30年度のマイナス1.89%は23年度のマイナス6.5%と比べて4.6ポイント改善しているものの、前年度から0.09ポイント悪化している。国・地方PB対GDP比は、30年度にはマイナス2.4%となっており、前記の「集中改革期間における改革努力のメルクマール」の目安とされている30年度の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」との差は1.4ポイント程度となっている。

図2 国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移

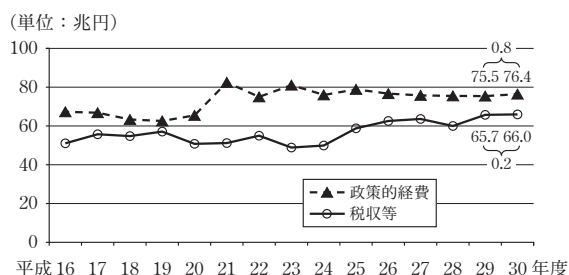


注(1) 国・地方PB対GDP比は、令和元年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計PB対GDP比は、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

そこで、一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、16年度から30年度までの推移をみると、図3のとおり、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、24年度以降についてみると、税金等が増加傾向である一方、政策的経費が減少傾向であることから、前記のとおり、一般会計PBは改善する傾向にあるものの、30年度は政策的経費の前年度からの増加0.8兆円が税金等の前年度からの増加0.2兆円を上回っていて、一般会計PBの赤字は拡大している。

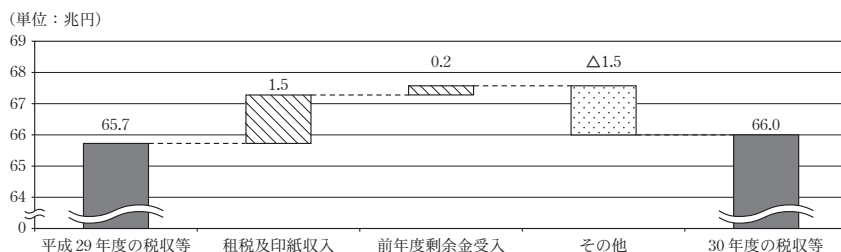
図3 税金等及び政策的経費の推移



イ 税金等の推移

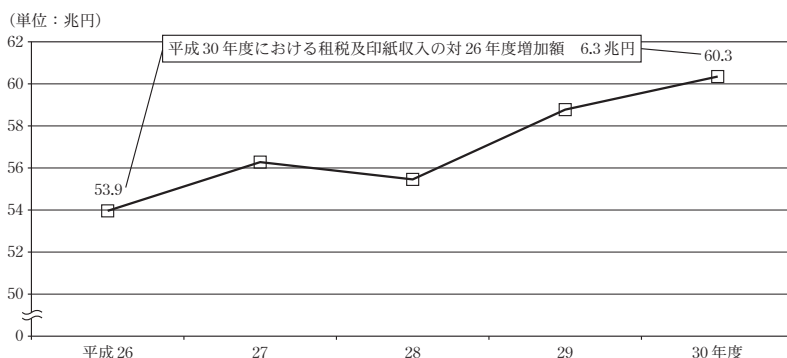
30年度の税金等の前年度からの増加0.2兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及びその他に区分してみると、図4のとおり、租税及印紙収入が1.5兆円及び前年度剰余金受入が0.2兆円それぞれ増加している一方、「その他」については、その内訳である外国為替資金特別会計受入金が0.7兆円及び日本銀行納付金が0.1兆円それぞれ減少していることなどから計1.5兆円減少しており、税金等の増加の主な要因は租税及印紙収入の増加となっている。

図4 平成30年度における前年度からの税金等の増加の内訳



そこで、租税及印紙収入について、26年度から30年度までの推移をみると、図5のとおり、租税及印紙収入は、26年度の53.9兆円から30年度の60.3兆円へと6.3兆円増加している。

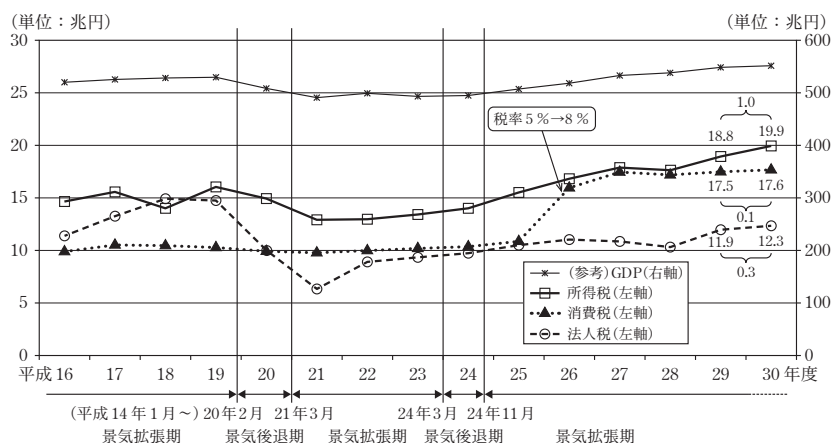
図5 租税及印紙収入の推移



30年度の租税及印紙収入は60.3兆円に上り、税金等66.0兆円の約9割を占めている。このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は49.8兆円となっていて、租税及印紙収入の

約8割を占めている。上記3税目について、16年度から30年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税は、景気拡張期に増加していたり、景気後退期に減少したりしており、その推移は景気動向の推移とおおむね連動している。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率の5%から8%への改定があった26年度を除き、安定的である。そして、30年度の所得税、法人税及び消費税は、前年度からそれぞれ、1.0兆円、0.3兆円及び0.1兆円増加して、19.9兆円、12.3兆円及び17.6兆円となっており、一般会計PBの赤字の縮小要因となっている。

図6 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移

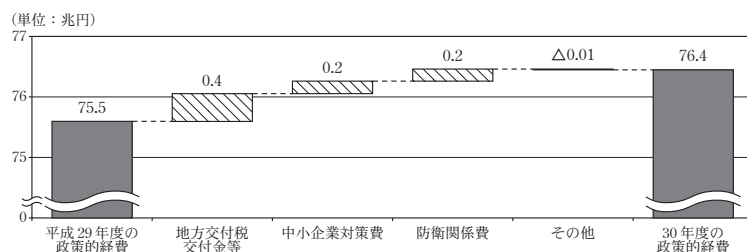


- 注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
- 注(2) 「景気拡張期」「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
- 注(3) GDPは、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

ウ 政策的経費の推移

30年度の政策的経費の前年度からの増加0.8兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、地方交付税交付金等が0.4兆円、中小企業対策費及び防衛関係費が共に0.2兆円それぞれ増加しており、政策的経費の増加の主な要因は地方交付税交付金等、中小企業対策費及び防衛関係費の増加となっている。

図7 平成30年度における前年度からの政策的経費の増加の内訳

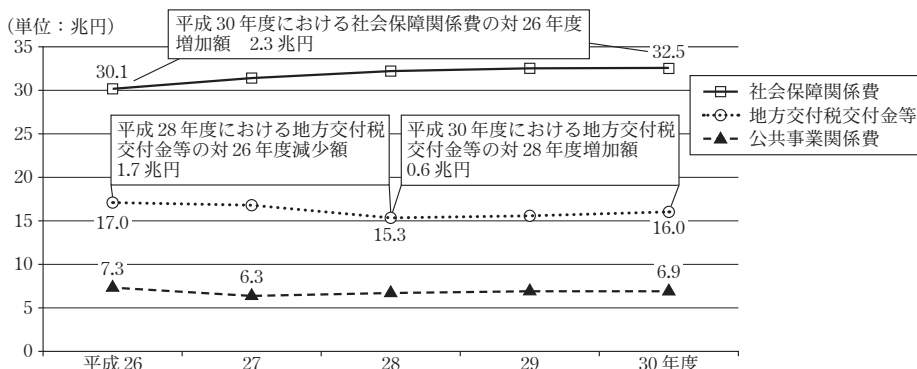


- 注(1) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。
- 注(2) 「その他」は、恩給関係費、食料安定供給対策費等である。

また、30年度の政策的経費76.4兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が32.5兆円、地方交付税交付金等が16.0兆円、公共事業関係費が6.9兆円となっており、これら三つの主要経費計55.5兆円は政策的経費の約7割を占めている。上記三つの主要経費について、26年度から30年度

までの推移をみると、図8のとおり、社会保障関係費については高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことなどにより一貫して増加しており、30年度は26年度の30.1兆円に対して2.3兆円増の32.5兆円となっている。地方交付税交付金等については、地方税収の伸びなどを反映して、26年度の17.0兆円から28年度の15.3兆円へと1.7兆円減少していたが、国の税収の増加等に伴って、29、30両年度は増加し、30年度には16.0兆円となっている。公共事業関係費については、26年度の7.3兆円から27年度の6.3兆円へと減少したが、その後、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加し、30年度には6.9兆円となっている。

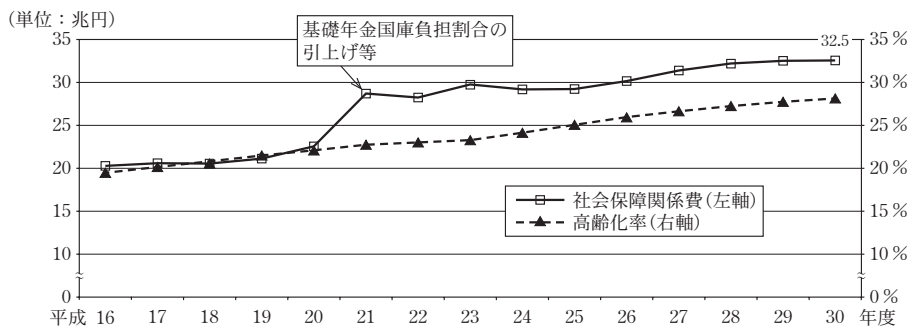
図8 社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

30年度の社会保障関係費32.5兆円は、政策的経費76.4兆円の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、16年度から30年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げ等が行われた21年度については急増している。

図9 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

(2) 財政収支対GDP比

ア 財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

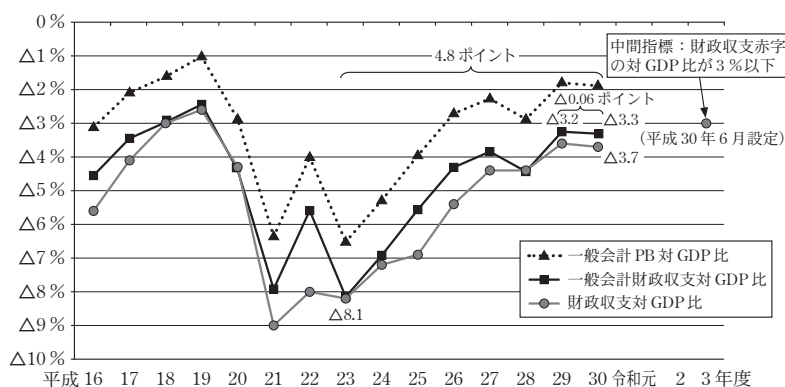
一方、決算額でみた国の一般会計の財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)は、税収等から財政経費を差し引いた収支差で表されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

財政収支は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計財政収支はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違が

あるが、財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、16年度から30年度までの推移をみると、図10のとおり、財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移している。そして、一般会計財政収支対GDP比は、24年度以降は改善する傾向にあり、30年度のマイナス3.3%は23年度のマイナス8.1%と比べて4.8ポイント改善しているものの、前年度からは0.06ポイント悪化していて、財政収支対GDP比は、30年度にはマイナス3.7%となっている。

(注10) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費を差し引いた額

図10 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



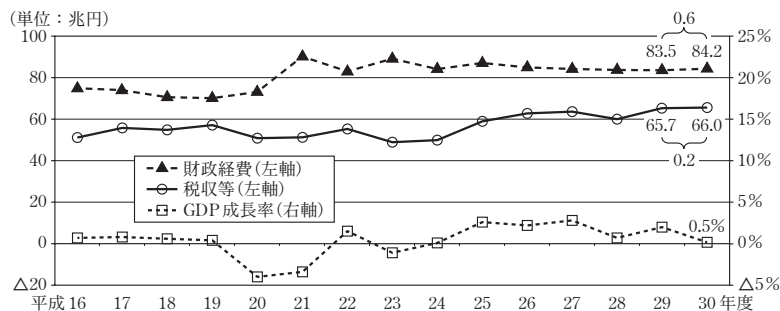
注(1) 財政収支対GDP比は、令和元年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計財政収支対GDP比及び一般会計PB対GDP比は、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

イ 税金等、財政経費及びGDP成長率

一般会計財政収支の内訳となる税金等と財政経費について、16年度から30年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、図11のとおり、税金等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。30年度においては、GDP成長率はプラス0.5%であり、税金等は前年度から0.2兆円増加して66.0兆円となり、財政経費は前年度から0.6兆円増加して84.2兆円となっている。

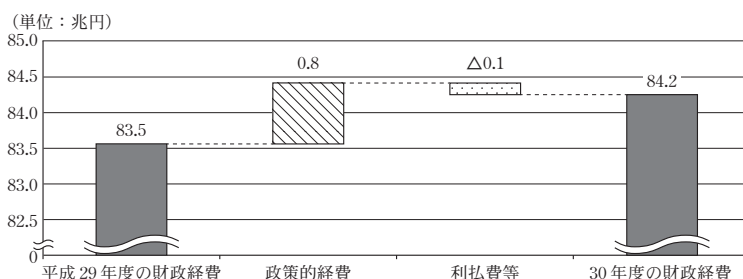
図11 税金等、財政経費及びGDP成長率の推移



(注) GDP成長率は、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

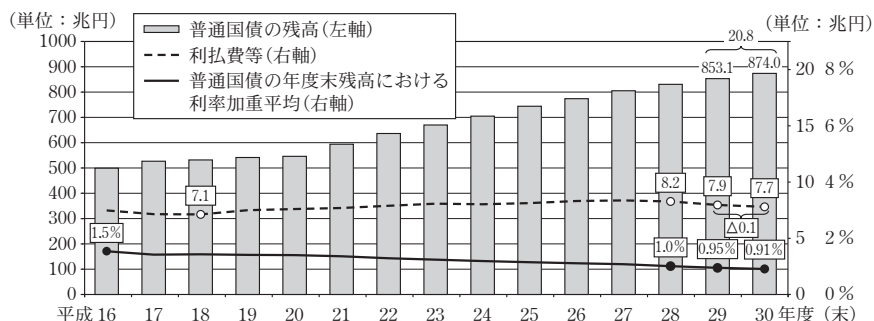
30年度における前年度からの財政経費の増加0.6兆円の内訳を政策的経費と利払費等に区分してみると、図12のとおり、政策的経費が0.8兆円増加している一方、利払費等は0.1兆円減少しており、財政経費の増加の要因は政策的経費の増加となっている。

図12 平成30年度における前年度からの財政経費の増加の内訳



財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって定まっています。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、16年度から30年度までの推移をみると、図13のとおり、16年度の1.5%から30年度の0.9%へと0.6ポイント減少している。そして、利払費等は、18年度の7.1兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから27年度までは増加傾向となっていたが、28年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少しており、30年度末の普通国債の残高が前年度末から20.8兆円増加して874.0兆円となっているものの、利払費等は、前年度から0.1兆円減少して7.7兆円となっている。

図13 普通国債の残高、利払費等及び利率加重平均の推移



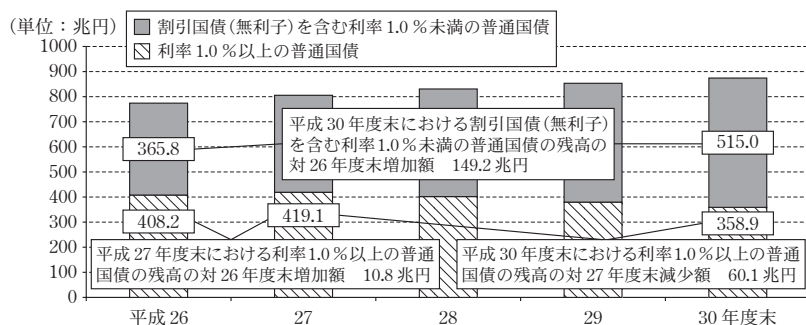
注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

注(3) 利払費等は、一般会計における支出済歳出額である。平成23年度については、24年度以降東日本大震災復興特別会計に計上された分を除いている。

また、普通国債の利率別の残高について、26年度末から30年度末までの推移をみると、図14のとおり、割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債の残高は一貫して増加しており、26年度末の365.8兆円から30年度末の515.0兆円へと149.2兆円増加している。一方、利率1.0%以上の普通国債の残高は26年度末の408.2兆円から27年度末の419.1兆円へと10.8兆円増加したものの、利払費等が減少した28年度末以降は減少しており、27年度末の419.1兆円から30年度末の358.9兆円へと60.1兆円減少している。

図14 普通国債の利率別の残高の推移



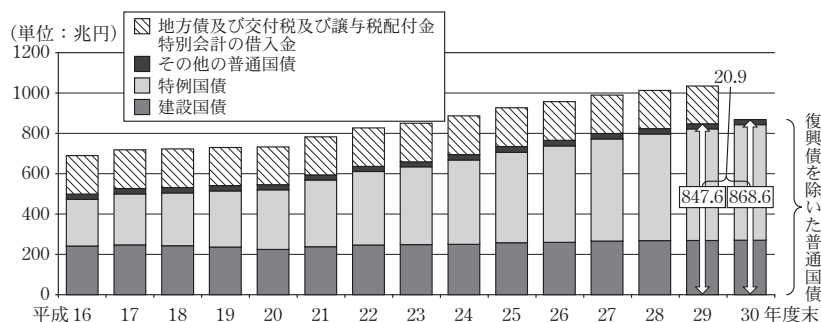
(注) 割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債及び利率1.0%以上の普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末の利率別現在額による。

(3) 債務残高対GDP比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、16年度末から30年度末までの推移をみると、図15のとおり、普通国債のうち復興債を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、30年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から20.9兆円増加(対前年度比2.4%増)して、868.6兆円となっている。

図15 債務残高の推移



注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

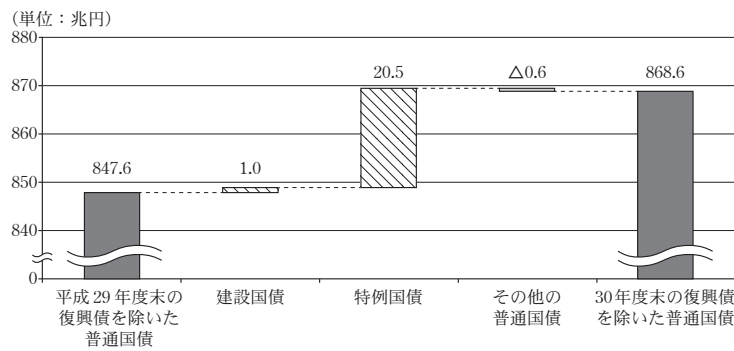
注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、平成30年度末の地方債現在高は、令和元年9月時点では示されていない。

注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

30年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加20.9兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債に区分してみると、図16のとおり、建設国債は1.0兆円、特例国債は20.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.6兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の主な要因は、特例国債の増加となっている。

図16 復興債を除いた普通国債の平成30年度末における前年度末からの増加の内訳

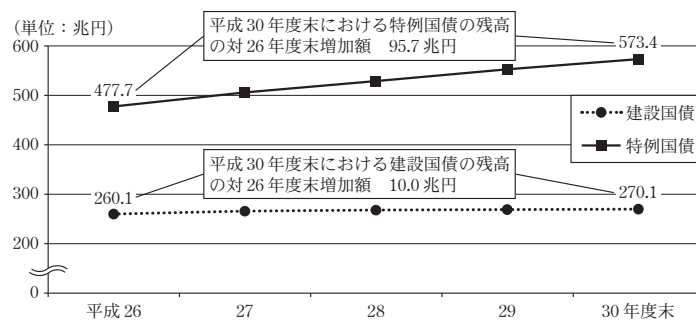


注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

そこで、建設国債及び特例国債の残高について、26年度末から30年度末までの推移をみると、図17のとおり、特例国債の残高が建設国債の残高を大幅に上回る状況が続いている。建設国債は26年度末260.1兆円から30年度末270.1兆円に一貫して増加しており、増加額は10.0兆円となっている。これに対して、特例国債は26年度末477.7兆円から30年度末573.4兆円に一貫して増加しており、増加額は建設国債を大幅に上回る95.7兆円となっている。

図17 建設国債及び特例国債の残高の推移

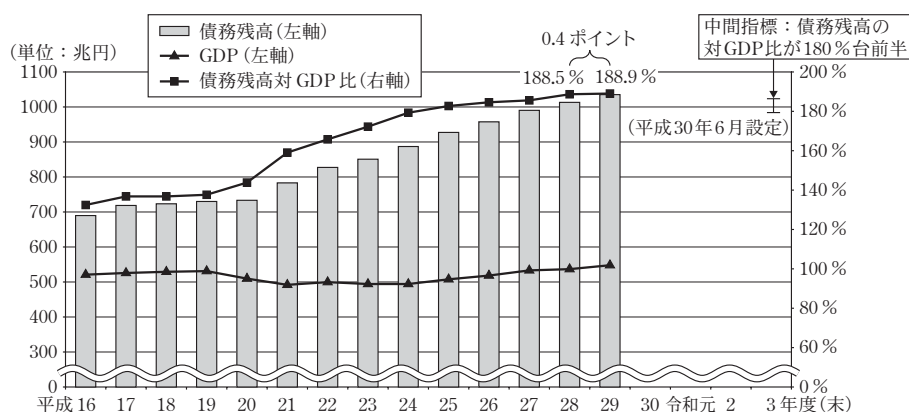


(注) 建設国債及び特例国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

イ 債務残高と債務残高対GDP比の推移

債務残高と債務残高対GDP比について、16年度から債務残高が計算できる29年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図18のとおり、債務残高は一貫して増加しており、GDPが緩やかに増加している25年度以降については、債務残高対GDP比の増加幅は比較的抑えられているものの、29年度の債務残高対GDP比は、対前年度比0.4ポイント増の188.9%となっており、依然として前年度を上回っている。

図18 債務残高と債務残高対GDP比の推移



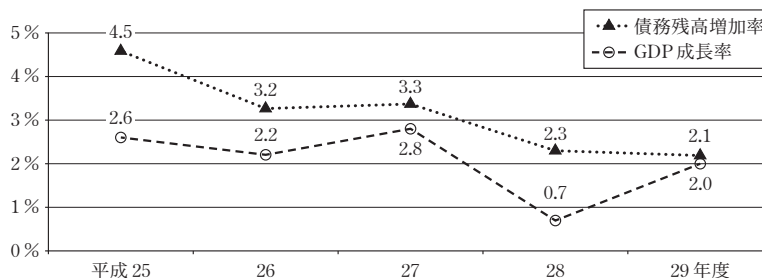
注(1) 債務残高対GDP比は、令和元年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 債務残高の額は、財務省「国債統計年報」及び総務省「地方財政白書」における各年度末現在額、一般会計の国の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務額等を用いて本院が算出した。

注(3) GDPは、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

そこで、債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」という。)及びGDP成長率について、25年度から29年度までの推移をみると、図19のとおり、債務残高増加率は減少傾向となっているものの、25年度以降全ての年度においてGDP成長率を上回っている。

図19 債務残高増加率及びGDP成長率の推移



注(1) GDP成長率は、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

注(2) 債務残高増加率は、財務省「国債統計年報」及び総務省「地方財政白書」における各年度末現在額、一般会計の国の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務額等を用いて本院が算出した。

4 まとめ

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、16年度から30年度まで一般会計PB及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、30年度の一般会計PBは、前年度から悪化してマイナス10.4兆円となっている。一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、16年度から30年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、30年度の一般会計PBは、政策的経費の前年度からの増加が税金等の前年度からの増加を上回っている、一般会計PBの赤字は拡大している。30年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因につ

いてみると、収入面では、30年度の税収等のうち、租税及印紙収入が1.5兆円及び前年度剰余金受入が0.2兆円それぞれ増加している一方、「その他」は1.5兆円減少している。租税及印紙収入は、26年度から増加しており、30年度の租税及印紙収入の約8割を占める所得税、法人税及び消費税は、前年度からそれぞれ増加している。支出面では、30年度の政策的経費のうち、地方交付税交付金等が0.4兆円、中小企業対策費及び防衛関係費が共に0.2兆円それぞれ前年度から増加している。また、政策的経費の約7割を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費について、26年度から30年度までの推移をみると、社会保障関係費については一貫して増加し、地方交付税交付金等については国の税収の増加等に伴って29、30両年度は増加し、公共事業関係費については、28年度以降、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加している。30年度の政策的経費の約4割を占める社会保障関係費について、16年度から30年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、16年度から30年度まで一般会計財政収支対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、30年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から悪化してマイナス3.3%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、16年度から30年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。30年度においては、GDP成長率はプラスであり、税収等及び財政経費は前年度から増加しており、財政経費の内訳についてみると、政策的経費が0.8兆円増加している一方、利払費等は0.1兆円減少している。利払費等は、28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。また、普通国債の利率別の残高についてみると、利率1.0%以上の普通国債の残高は、28年度末以降減少している。

(3) 債務残高対GDP比

復興債を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、30年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から20.9兆円増加(対前年度比2.4%増)して、868.6兆円となっている。30年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債は1.0兆円、特例国債は20.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.6兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高について、26年度末から30年度末までの推移をみると、特例国債の残高の増加額は建設国債を大幅に上回る95.7兆円となっている。

債務残高対GDP比について、16年度から29年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加している25年度以降は、債務残高対GDP比の増加幅は抑えられているものの、依然として前年度を上回っている。債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高増加率及びGDP成長率について、25年度から29年度までの推移をみると、債務残高増加率は減少傾向となっているものの、25年度以降全ての年度において、GDP成長率を上回っている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。